

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年12月17日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例第12号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理に関する条例

(聖籠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 聖籠町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年聖籠町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(聖籠町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 聖籠町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年聖籠町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(聖籠町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 聖籠町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和30年聖籠町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料及びこれに対する勤務地手当の合計額」を「給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(聖籠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年聖籠町条例第号)第19条から第22条までに規定する報酬の額を除く。))」に改める。

(聖籠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 聖籠町職員の育児休業等に関する条例(平成4年聖籠町条例第1号)

の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

（公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第5条 公益的法人等への聖籠町職員の派遣等に関する条例（平成22年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

（聖籠町職員の給与に関する条例の一部改正）

第6条 聖籠町職員の給与に関する条例（昭和36年聖籠町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条中「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に、「に係る定めを超えない範囲内において」を「との権衡、その職務の特殊性等を考慮し」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第20条の2 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

別表第1備考中「すべて」を「全て」に改め、「第20条」の次に「及び第20条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。